

計画の目標値

取組方向 I	ごみゼロ社会の実現
	ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物が資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
1 人 1 日あたり のごみ排出量 ※災害廃棄物の 量を除く	986g/人日	936g/人日	ごみ総排出量を人口および365日で除した 数値
資源化率	30.4%	33.3%	ごみ総排出量に対する資源化量の割合
最終処分量	50,042t	30,000t	ごみの最終処分量

【目標設定の考え方】

1 目標の考え方

① 1 人 1 日あたりのごみ排出量

ごみの発生・排出抑制を進めるため、県民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の削減について目標を設定します。なお、ごみの総排出量は、家庭系ごみ量、事業系ごみ量、集団回収量の合計ですが、災害廃棄物量は除くこととします。

② 資源化率

ごみとして排出された不用物をできる限り再使用又は再生利用し、資源としての有効活用を進めるため、資源化率について目標を設定します。

③ 最終処分量

資源として有効活用されないごみは、必要に応じて焼却等の中間処理等を行い埋立処分されます。有効活用されず埋め立てられる廃棄物を最小化するため、最終処分量について目標を設定します。

2 目標値の設定根拠

① 1 人 1 日あたりのごみ排出量

○現行計画の目標達成状況

1 人 1 日あたりのごみ排出量については、ごみの発生・排出抑制に関わる多様な主体の取組や、各種リサイクル制度の浸透等により、平成 14 年度から平成 21 年度まで着実に削減が

進みました。平成 22 年 3 月に策定した三重県廃棄物処理計画では、当時の高い削減率をふまえた目標を設定しましたが、平成 22 年度以降は 1 人 1 日あたりのごみ排出量は全国の傾向と同様に横ばいとなり、削減率が想定を下回ったことから、目標達成は困難な状況と見込まれます。

近年、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、市町の新たな取組の減少やリサイクル制度の浸透により横ばい傾向にありますが、観光入込客数の増加により直近は微増となっています。

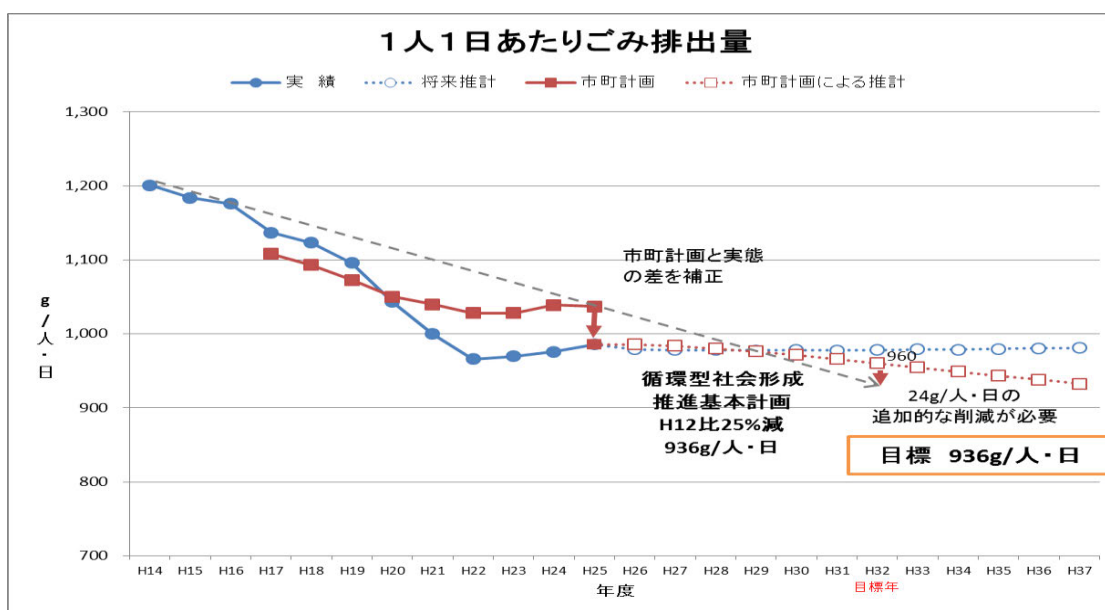
(参考) 現行計画の目標達成状況

	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
1 人 1 日あたりのごみ 排出量	1,043g/人・日	986g/人・日	930 g/人・日

○目標設定

本計画の目標値については、国の第 3 次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の取組指標の目標（平成 12 年度比 25%削減）との整合を図り、また、各市町の一般廃棄物処理計画の目標達成に向けた削減率をふまえ 936g/人日と設定します。

目標達成に向けて、市町の一般廃棄物処理基本計画で計画されたごみの排出量削減の取組に加え、多様な主体による資源回収の促進等、新たな取組により、1 人 1 日あたりのごみ排出量 24g/人・日の追加的な削減が必要と考えられます。



② 資源化率

○現行計画の目標達成状況

資源化率については、RDF化や焼却灰の再資源化等が進み、全国で最も高い水準で推移していますが、近年は、市町の紙類や金属等の直接資源化量が減少を続けており、目標達成が困難な状況と見込まれます。

この要因は、紙の使用量の減少や、資源価格の高騰を背景に再生事業者や小売店店頭等の多様な主体による資源回収の活発化によるものと考えられ、市町の資源化率を大幅に向上するのは困難な状況となっています。

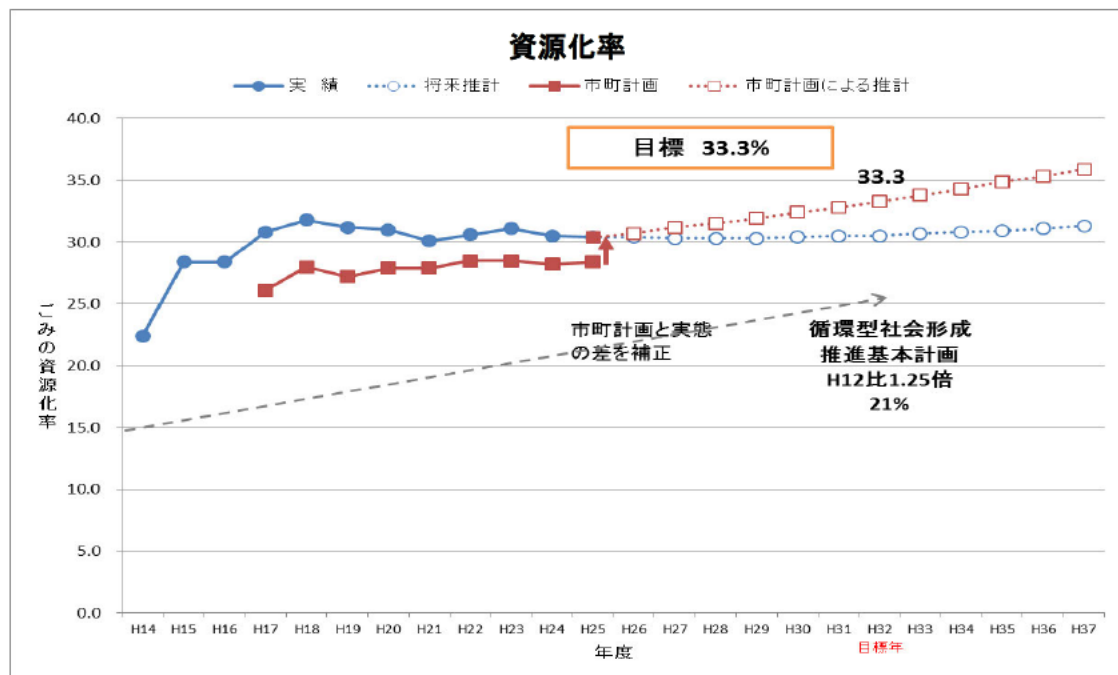
(参考) 現行計画の目標達成状況

ごみゼロ社会の実現	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
資源化率	31.0%	30.4%	36.5%

○目標値の設定

本計画の目標については、国の第3次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成32年度の取組指標の目標（平成12年度比1.25倍）を既に達成していることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けたごみの資源化率の向上率をふまえ33.3%と設定します。

目標達成に向けて、市町の計画に基づく資源化率の向上の取組を促進するとともに、多様な主体による資源回収や、質の高い循環に向けた取組を促進します。



③ 最終処分量

最終処分量は着実に削減が進み、既に平成 27 年度の目標を達成しています。

(参考) 現行計画の目標達成状況

ごみゼロ社会の実現	基準年度 平成 20 年度	平成 25 年度 実績	目標 平成 27 年度
最終処分量	69,664t	50,042t	55,000t

本計画の目標については、国の第 3 次循環型社会形成推進基本計画に掲げる平成 32 年度の目標値（平成 12 年度比 70%削減）を既に概ね達成できていることから、各市町の一般廃棄物処理基本計画の目標達成に向けた削減率をふまえ 30,000t と設定します。

目標達成に向けて、ごみの発生・排出抑制、熔融処理施設の整備、焼却灰の再資源化等、計画されている循環的利用の取組を着実に進める必要があります。

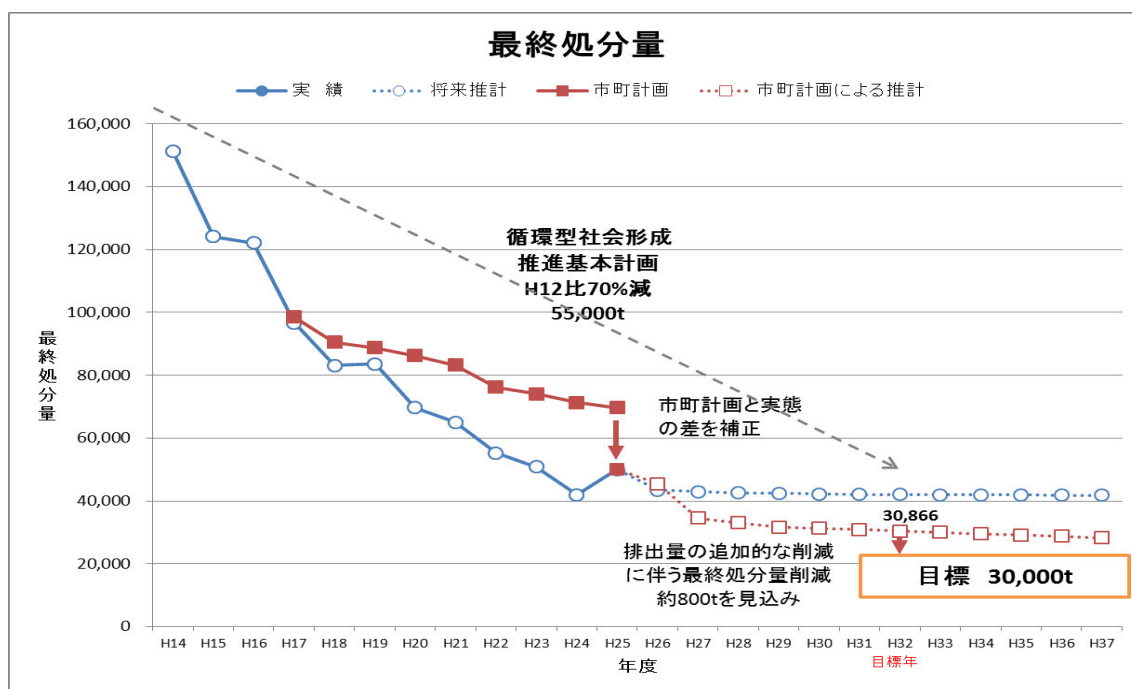


表 将来推計および目標値

	H12 実績	H25 実績 (H14 比)	H32 推計 (H14 比)	H32 市町計画か らの推計 (H14 比)	H32 目標値 (H14 比)	(参考) H32 循環型社 会形成推 進基本計 画目標	(参考) H27 ごみゼロ 社会実現 プラン中 期目標
	H14 実績					—	—
人口 (人)	1,857,339	1,833,056			1,774,115	—	—
	1,862,539						
1人1日あ たりごみ 排出量 (g/ 人日)	1,192	986 (18%減)	978	960 (20%減)	936 (22%減)	—	—
	1,201						
(参考) ごみ総排 出量(t)	808,305	659,431 (19%減)	634,000	622,000 (24%減)	606,000 (26%減)	H12 比 約 25%減	—
	816,560						
家庭系 ごみ量 (t) ※集団 回収量 含む	533,497	477,930 (15%減)	461,000	446,000 (20%減)	430,000 (22%減)	H12 比 約 25%減	H14 比 20%削減 ※改定前 13%削減
	560,827						
事業系 ごみ量 (t)	245,179	181,438 (28%減)	173,000	166,000 (34%減)	166,000 (34%減)	H12 比 約 35%減	H14 比 35%削減 ※改定前 13%削減
	251,733						
資源化率 (%)	16.9%	30.4 (8%増)	30.5	33.3 (11%増)	33.3 (11%増)	H12 比 約 1.25 倍	—
	22.4						
最終処分 量(t)	183,305	50,042	42,000	31,000 (80%減)	30,000 (80%減)	H12 比 約 70%減	55,000 ※改定前 76,000
	151,386						

表 目標値の比較

項目	三重県 H32 目標	第3次循環型社会形成推進計画 H32 目標	廃棄物処理法に 基づく基本方針 H27 目標	全国の目標設定 状況(平均値) 概ね H27 目標
ごみ総排出量	H12 比 25%減 H25 比 6%減	H12 比 25%減	H19 年比 約 5%減	約 25%減
資源化率	33.3% H12 比 2.0 倍	H12 比 1.25 倍	25% (5%増)	約 26%
最終処分量	H12 比 80%減 H25 年比 40%減	H12 比 70%減	H19 比 約 22%減	約 26%減

取組方向Ⅱ	産業廃棄物の3Rの推進
	産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物が貴重な資源やエネルギー源として最大限有効活用されることをめざします。

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
排出量	8,440 千 t	7,920 千 t	県内の産業廃棄物発生量から有償物量を除いた量
再生利用率	43.0%	43.6%	産業廃棄物の排出量に対する再生利用量の割合
最終処分量	258 千 t	234 千 t	最終処分された産業廃棄物の量

※過去の不法投棄等の是正に伴う量を除く。

【目標設定の考え方】

1 目標の考え方

① 排出量

産業廃棄物の発生・排出抑制を進めるため、県内から排出される産業廃棄物の量（発生量から有償物として売却された量を差し引いた量）を目標に設定します。なお、過去の不法投棄等の是正に伴う行政代執行等の排出量を除きます。

② 再生利用率

排出された産業廃棄物の循環的利用を進めるため、県内から排出される産業廃棄物に対し再生利用（排出事業者および処理業者での再生利用）される割合を目標に設定します。

③ 最終処分量

資源として循環的に利用されない産業廃棄物は必要に応じて中間処理を行い埋立処分されます。当県の産業廃棄物の最終処分場は十分に残余容量が確保されていますが、有効活用されず埋め立てられる廃棄物を最小化するため、最終処分量について目標を設定します。

2 目標値の設定根拠

○現行計画の目標達成状況

産業廃棄物の3Rの推進に係る目標に関して、排出量は達成できる見込みとなっており、再生利用率および最終処分量については目標達成に向けて取組を進めています。

表 現行計画の目標達成状況

産業廃棄物の3Rの推進	基準年度 平成20年度	平成22年度 実績 (簡易調査)	平成25年度 実績	目標 平成27年度
排出量	9,577千t	11,044千t	8,505千t	10,551千t
再生利用率	40.6%	35.0%	43.0%	43.7%
最終処分量	273千t (420千t)	297千t (312千t)	258千t (304千t)	236千t

○目標の設定

① 排出量

県内の建設業、製造業等の活動量指標の推移をふまえ将来推計を行った結果、平成32年度の排出量は7,930千tと見込まれ、さらに排出事業者に対する三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金による平成32年度までの削減効果として1万tの排出削減を見込み、排出量の目標を7,920千tに設定します。

② 再生利用率

全国の再生利用率の推移をふまえ将来推計を行った結果、平成32年度の再生利用率は、現行計画の平成27年度目標と同程度の43.6%と見込まれます。

推計では、産業廃棄物の種類ごとの再生利用率は概ね上昇すると見込んだものの、再生利用率の高いがれき類の排出量が減少するなど産業廃棄物の種類の構成比の変化により、再生利用率に大きな向上が見られない結果となっています。またこれは、本県がものづくりを中心とする産業を形成し全国でも上位の工業生産を有し、再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリ等）の排出量の割合が高いことに起因しています。

このような状況をふまえ、再生利用率の目標を43.6%に設定します。

③ 最終処分量

全国の最終処分量の推移をふまえ将来推計を行った結果、平成32年度最終処分量は、現行計画の平成27年度目標と同程度の234千tと見込まれ、最終処分量に大幅な削減が見られない結果となっています。

これは、再生利用が進みにくい汚泥の排出量の割合が高く、なかでも無機性の汚泥については安全性を確保するため最終処分せざるを得ないことによるものと考えられます。

このような状況をふまえ、最終処分量の目標を234千tに設定します。

表 将来推計および目標値

	H12 実績 ※鉱業、農業を 含む推計値	H25 実績 (H12比)	H32推計 (H12比)	H32 目標値 (H14比)	(参考) H32 循環型社会 形成推進基 本計画目標
排出量(千t)	6,250千t (※1)	8,440千t (35%増)	7,930千t (27%増)	7,920千t (27%増)	—
再生利用率 (%)	42.9% (※2)	43.0% (0.1%増)	43.6% (0.7%増)	43.6% (0.7%増)	H12比 1.25倍
最終処分量 (千t)	345千t (※3)	258千t (47%減)	234千t (32%減)	234千t (32%減)	H12比 概ね70%減

(※1) 鉱業、農業除く排出量3,267千tに、比較のためH16の鉱業、農業の排出量を加えた量。

(※2) 鉱業、農業除く再生利用量1,131千tに、比較のためH16の鉱業、農業の再生利用量を加えた2,684千tにより計算。

(※3) 鉱業、農業除く最終処分量は345千。鉱業、農業からの最終処分量は0とする。

表 目標値の比較

項目	三重県 H32	第三次循環型社 会形成推進計画 H32	廃棄物処理法に 基づく基本方針 H27	全国の目標設定 状況(平均値) 概ねH27
排出量	H12比27%増 H25比6%減	なし	H19年比 1%増	1%減
再生利用率	43.6% H12比0.7%増 H25比0.6%増	H12比 1.25倍	53%(1%増)	54%(4%増)
最終処分量	H12比32%減 H25比9%減	H12比 概ね70%減	H19比 12%減	18%減

表 平成25年度 産業廃棄物の処理状況

	排出量		再生利用量		最終処分量	
	(千t)	構成比	(千t)	再生利用率	(千t)	最終処分率
合計	8440	100%	3638	43.1%	258	3.1%
燃え殻	41	0.5%	34	83.3%	6	15.4%
汚泥	4079	48.3%	441	10.8%	147	3.6%
廃油	68	0.8%	35	51.5%	1	1.0%
廃酸	69	0.8%	16	23.2%	1	2.0%
廃アルカリ	563	6.7%	47	8.3%	5	0.8%
廃プラスチック類	123	1.5%	76	61.5%	19	15.0%
紙くず	18	0.2%	6	30.6%	1	3.3%
木くず	154	1.8%	135	87.6%	4	2.3%
繊維くず	4	0.0%	3	88.0%	0	0.0%
動植物性残さ	35	0.4%	15	42.8%	1	2.3%
ゴムくず	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
金属くず	153	1.8%	65	42.4%	1	0.6%
ガラスくず等	321	3.8%	267	83.1%	11	3.3%
鉱さい	86	1.0%	52	60.6%	11	13.2%
がれき類	1598	18.9%	1429	89.4%	14	0.9%
ばいじん	107	1.3%	84	78.6%	22	20.7%
家畜ふん尿	943	11.2%	906	96.1%	0	0.0%
その他	79	0.9%	29	36.7%	16	19.8%

表 平成32年度 産業廃棄物の処理状況(推計結果)

	排出量		再生利用量		最終処分量	
	(千t)	構成比	(千t)	再生利用率	(千t)	最終処分率
合計	7930	100%	3459	43.6%	235	3.0%
燃え殻	13	0.2%	12	88.4%	2	15.7%
汚泥	3742	47.2%	602	16.1%	139	3.7%
廃油	86	1.1%	47	54.3%	1	0.7%
廃酸	89	1.1%	22	24.4%	0	0.4%
廃アルカリ	756	9.5%	44	5.8%	6	0.8%
廃プラスチック類	132	1.7%	82	62.1%	17	12.8%
紙くず	16	0.2%	4	28.0%	1	3.9%
木くず	129	1.6%	113	87.9%	2	1.7%
繊維くず	3	0.0%	3	86.7%	0	0.8%
動植物性残さ	36	0.5%	16	45.2%	1	2.6%
ゴムくず	0	0.0%	0	2.6%	0	3.2%
金属くず	141	1.8%	60	42.5%	1	0.5%
ガラスくず等	251	3.2%	204	81.4%	10	3.9%
鉱さい	99	1.3%	61	61.6%	11	11.4%
がれき類	1299	16.4%	1167	89.9%	8	0.6%
ばいじん	113	1.4%	84	74.9%	23	20.5%
家畜ふん尿	943	11.9%	906	96.1%	0	0.0%
その他	83	1.0%	32	38.6%	13	15.2%

取組方向Ⅲ	廃棄物処理の安全・安心の確保
	<p>廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、生活環境の保全と安全・安心が確保されることをめざします。</p>

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
電子マニフェストの活用率	34.1%	60%	マニフェスト総交付件数のうち、電子マニフェスト活用件数の割合
不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	67.3%	100%	産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案について、改善に着手した割合
不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25% (平成 26 年度実績)	100%	不適正処理 4 事案をそれぞれの実施範囲等により区分し、区分に応じた是正措置が完了した割合
実効性のある災害廃棄物処理体制の整備市町数	0	29 市町	災害廃棄物処理の実効性を高めたための取組を実施する市町数

【目標設定の考え方】

1 目標の考え方

① 電子manifestoの活用率

排出事業者責任を徹底するため、偽造や不正がしにくく処理の透明性の高い電子manifestoの活用率を目標に設定します。

② 不法投棄等不適正処理に対する改善着手率

不法投棄等不適正処理事案については、規模拡大による生活環境への支障を生じさせないよう行為者等による是正が重要であることから、改善着手率を目標に設定します。

③ 不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案について、行政代執行により着実に環境修復を進める必要があることから是正措置の進捗率を目標に設定します。

④ 実効性のある災害廃棄物処理体制の整備市町数

災害時における市町の適正かつ迅速な廃棄物処理が行われるよう、市町が災害廃棄物処理に精通した人材育成を行うとともに、BCP（業務継続計画）整備等を促進する必要があります。このため、市町の災害廃棄物処理計画の実効性を高める取組を行う市町数を目標に設定します。

2 目標値の設定根拠

① 電子manifestoの活用率

電子manifestoの普及について、多量排出事業者への活用の働きかけや研修会の開催等に取り組んできた結果、電子manifesto活用率は平成25年度末に34.1%で年3%程度の向上となっています。

電子manifesto活用のさらなる推進に取り組み、平成32年度までに60%とすることを目標とします。

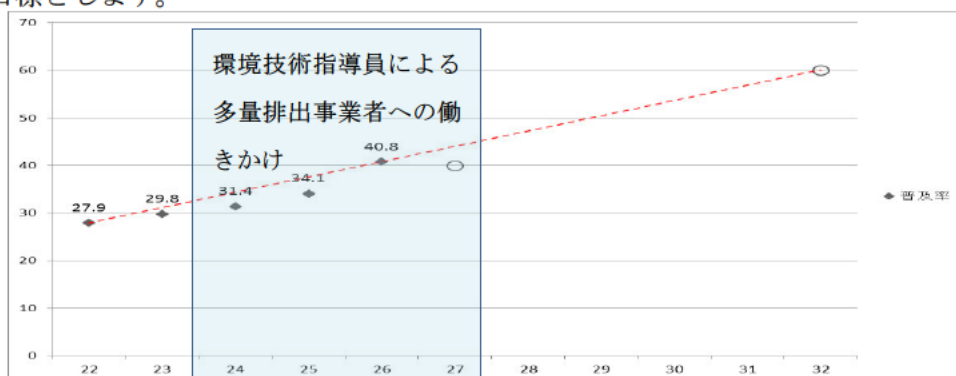


図 電子manifesto活用率の推移

表 主な業種の電子マニフェスト活用率

業種	H25 年度 総交付枚数	H25 年度 電子マニフェスト 活用率	H32 年度 電子マニフェスト 活用率目標
建設業	308 千件	32%	60%
製造業	145 千件	51%	
その他	174 千件	24%	
合計	627 千件	34%	

② 不法投棄等不適正処理の改善着手率

産業廃棄物の不法投棄および不適正処理については、早期に改善に着手する必要があるため、改善に着手した率の目標を 100%とします。

③ 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

行政代執行により環境修復を行う 4 事案については、産廃特措法に基づく大臣同意を受け平成 25 年度から是正措置に着手し、今後、産廃特措法の期限である平成 34 年度末までに環境修復を完了する必要があります。目標値は、4 事案を実施範囲等によりそれぞれ 4 区分し、平成 32 年度までに是正措置が完了した区分を 100%とします。

表 不適正処理 4 事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
進捗率 (%)	0	25	44	56	69	75	81	100

表 行政代執行による是正措置の内容

事業名	区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
四日市市大矢知・平津事業	北エリア(県道側) ・調整池① ・進入道路	目標	→	1					
		達成	→	1					
	東エリア(中溜池側) ・調整池② ・押え盛土・染み出抑止工 ・管理用道路	目標			→			1	
		達成			→			1	
	西エリア(西水路側) ・調整池③ ・押え盛土・染み出抑止工	目標				→			1
		達成				→			1
	埋立エリア(措置命令区域) ・覆土工 ・法面工・進入道路	目標			→				1
		達成			→				1
桑名市源十郎新田事業	付帯設備 ・廃棄物保管庫 ・汚染土壌仮置場	目標	→	1					
		達成	→	1					
	矢板による囲い込み 集油設備	目標	→		1				
		達成	→		1				
	汚染源域・低水護岸部・高水数部 内護岸部における掘削釜場の設置	目標			→	1			
		達成			→	1			
	後期対策 (旧処分場)	目標					→		1
		達成					→		1
桑名市五反田事業	付帯設備 ・仮橋 ・選別ヤード・ストックヤード	目標	→	1					
		達成	→	1					
	遮水壁内 残置区域遮水壁補強 (オールケーシング)	目標	→		1				
		達成	→		1				
	高濃度区域 廃棄物等掘削・処分	目標	→				→	1	
		達成	→				→	1	
	水処理施設・揚水設備 改良・整備	目標					→		1
		達成					→		1
四日市市内山事業	付帯設備 ・選別ヤード	目標	→	1					
		達成	→	1					
	天端部・東側法面掘削整形・処分	目標			→	1			
		達成			→	1			
	雨水排水工	目標				→	1		
		達成				→	1		
	西側法面掘削整形・処分	目標					→	1	
		達成					→	1	

⑤ 実効性のある災害廃棄物処理体制の整備市町数

市町においては、大規模災害を想定した災害廃棄物処理計画の策定を進めており、今後計画の実効性を高めるための取組として、人材育成や廃棄物処理施設のBCP整備等を進める必要があります。このため、全ての市町がこれら実効性を高める取組を実施することを目標とします。

重点取組	<p>基本理念の実現に向け、3つの取組方向に基づき施策を展開する一方、当県の現状や社会情勢をふまえ、当計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し、重点的に取組を進めます。</p>
------	---

目標項目	現状値 平成 25 年度	目標値 平成 32 年度	目標項目の説明
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年 (平成26年度実績)	1kg/人年	小型家電リサイクル制度に基づく市町の使用済小型電子機器等の回収量
ごみの未利用エネルギー回収量	1.15MJ/t	1.49MJ/t	ごみ総排出量に対する未利用エネルギー回収量（市町等の処理（委託処理を含む）における発電および余熱利用量の合計量）の割合
優良認定処理業者の認定件数	216 件	420 件	優良認定処理業者認定制度における認定件数
P C B 廃棄物の適正処分率	37%	90%	平成 34 年度末までに処理が必要な高濃度 P C B 廃棄物の適正処分率
一定規模（100t）以上の不法投棄の発生件数	2 件	0 件	当該年度に新規発生した 100 t 以上の産業廃棄物の不法投棄の発生件数

【目標設定の考え方】

1 目標の考え方

① 使用済小型電子機器等の回収量

枯渇性資源の有効活用の観点から、小型家電リサイクル法に基づく取組を進め、市町による使用済小型電子機器等の回収量を目標に設定します。

② ごみの未利用エネルギー回収量

再資源化できない廃棄物については、処理を行う際の未利用エネルギーの有効活用を進める必要であり、県内のごみ焼却施設の発電設備の導入が進んでいない状況をふまえ、市町等の処理（委託処理を含む）において行われる発電および熱回収量の合計量の目標を設定します。なお、ごみの発生・排出抑制も併せて推進することから、目標はごみ総排出量 1 t あたりのエネルギー回収量とします。

③ 優良認定処理業者の認定件数

産業廃棄物の適正処理と透明性を確保し、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止するため、優良認定処理業者認定制度における認定件数に目標を設定します。

④ PCB廃棄物の適正処分率

県内のPCB廃棄物がPCB特措法で定める処理期限までに早期に適正処理されるよう、高濃度PCB廃棄物が適正処分された割合について目標を設けます。

⑤ 一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数

不法投棄について、規模の拡大により生活環境への支障が生じないように、早期発見と早期是正を進め、100t以上の不法投棄の発生件数に目標を設定します。

2 目標値の設定根拠

① 使用済小型電子機器等の回収量

平成26年4月現在、使用済小型電子機器等の回収を行う市町数は20市町となっており、回収量は0.32kg/人となっています。今後、県内の市町による使用済小型電子機器等の回収を推進し、県民一人あたり1kg以上（「使用済小型電子機器等の再資源化促進に係る基本方針」に掲げる目標(H27)）にすることを目標とします。

② ごみの未利用エネルギー回収量

平成25年度現在、市町等のごみの処理に伴い回収されるエネルギー量は1.15MJ/tとなっており、計画されている施設整備を着実に進めることにより見込まれる約1.49MJ/tを目標とします。

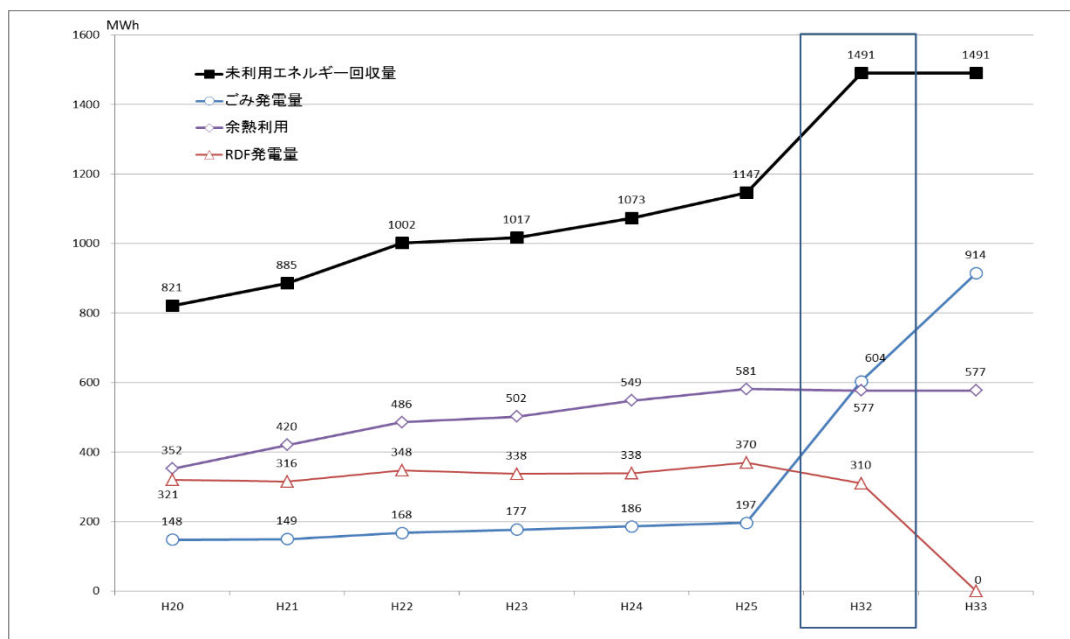


図 ごみの未利用エネルギー回収量

③ 優良認定処理業者の認定件数

多量排出事業者に対し優良認定処理業者の活用を働きかけるなど、優良認定処理業者の普及・活用に向けた取組により、毎年50件程度優良認定処理業者が増加する状況となっています。

今後、制度開始から5年目となる平成28年度までは年50件ずつ増加し、その後は15件ずつ増加させることとし、420件を目標として取り組みます。

表 優良認定処理業者数の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H32
優良認定処理業者認定件数	101	135	216	260	310	360	420
産業廃棄物処理業許可件数	4,931	5,399	5,239	(5,230)	(5,230)	(5,230)	(5,230)
割合	2.0%	2.5%	4.1%	5.0%	5.9%	6.9%	8.0%

※特別管理産業廃棄物に係る優良認定処理業者認定件数および許可件数を含んでいます。

④ PCB廃棄物の適正処分率

高濃度PCB廃棄物の保管量は、平成25年末時点でトランス242台、コンデンサ15,192台、PCB（濃度100%）0.416t、PCBを含む油4.208tとなっており、平成34年度末までにJESCO豊田PCB処理事業所で処理を行う必要があります。今後、処理期限の平成34年度末に向けて、使用中の製品が廃棄されることも予想されることから、保管中のPCB廃棄物の処理を1年前倒しで終わることを想定し、平成32年度末のPCB廃棄物処分率を90%以上とすることを目標とします。

なお、この他、約8万台の高濃度PCBを含む安定器についても、処理期限までに処理を加速させていきます。

表 PCB廃棄物の保管量および使用中の製品の量（平成25年12月末時点）

廃棄物の種類	保管量	使用中製品の量
トランス	242台	8台
コンデンサ	15,192台	1,197台
PCB（濃度100%）	0.416t	0t
PCBを含む油	4.208t	0t

*1) 今後の調査により増加することがあります。

*2) JESCO北九州PCB処理事業所で処理する一部の小型の機器も含んでいます。

⑤ 一定規模（100t）以上の不法投棄の発生件数

産業廃棄物の不法投棄の発生件数は、減少傾向を示していましたが平成25年度から増加に転じています。今後も未然防止を図っていきますが、規模の拡大により生活環境へ

の支障が生じないように、早期発見、早期是正により一定規模以上（100t）を発生させないことを目標とします。

なお、産業廃棄物の不法投棄については建設系廃棄物の事案が多く、また、県内の平均的な規模の家屋を解体した際に生じる産業廃棄物の量 50 t から 60t（車両数台分）となることをふまえ、早期発見、早期是正により防止すべき量の目安を 100t とします。

表 県内の産業廃棄物不法投棄件数の推移

	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
不法投棄の発生件数	18	8	7	14	19
うち 10 t 以上の件数	6	4	3	3	8
うち 100 t 以上の件数	2	1	0	2	1